

自治会法人松葉町自治会会計規程

(趣旨)

第1条 この規程は、自治会法人松葉町自治会(以下「本会」という。)の会計事務について、必要な事項を定めるものとする。

(会計の任務)

第2条 会計は、本会の運営における収入及び支出を厳正かつ確実に管理するため、次の事項を責任をもって遂行するものとする。

- (1) 現金の出納及び管理
- (2) 出納の記録並びに現金及び預金有高の明確化
- (3) 証憑書類の管理保管
- (4) 帳簿の記録
- (5) 予算案及び決算書の作成
- (6) その他会計に関する事項

(支払関係書類)

第3条 本会の運営のために支払いをするときは、原則として請求書及び領収書を徴するものとする。ただし、預金口座からの自動引き落とし金、慶弔費等で領収書を徴することが困難な支出については、それに代わる証拠書類をもって充てるものとする。

(予算管理)

第4条 予算は、各専門部等との協議のうえ編成し、総会において承認を得なければならない。

2 金銭の支出に当たっては、前項により決定された予算額を超えてはならない。ただし、やむを得ない事由により予算額を超えた場合は、役員会の承認を得ることとする。

(会計伝票)

第5条 取引は、入金伝票及び出金伝票により処理をする。

(会計帳簿)

第6条 本会の会計を明確にしておくため、次の帳簿類を備えるものとする。

- (1) 現金及び預金出納帳
- (2) 総勘定元帳
- (3) 予算管理台帳
- (4) その他必要に応じて作成した帳簿類

(監査)

第7条 本会の会計事務は、年2回監査を受けなければならない。ただし、会員の請求により会長が必要と認めるとき又は監事からの請求があったときは、臨時監査を受けなければならない。

(会計報告)

第8条 自治会法人松葉町自治会規約第36条第1項に定めるもののほか、会計は当該年度の本会の収支状況を次のとおり報告し、承認を得なければならない。
4月から9月までの収支結果中間報告 10月又は11月の役員会時

(預金口座名)

第9条 定期預金及び普通預金の口座名は、次のとおりとする。

自治会法人松葉町自治会 会長 ○○○○

法人印

(積立基金)

第10条 本会の活動の長期的な財政の確立を図るため、積立基金(以下「基金」という。)を設置する。
2 基金への積立金額は、年度繰越金の範囲内とし、金融機関へ預金その他最も確実かつ有利な方法により運用するものとする。

(基金への繰入れ及び取崩し)

第11条 基金への繰入れ及び取崩しは、総会において承認された金額の範囲内とする。ただし、天災地変等によりやむを得ない場合は、役員会の承認を得たうえで取崩すことができる。

(手持現金)

第12条 会計の手持現金は、原則として10万円以内とする。ただし、突発的に発生する入金、請求書等により出金が明らかな一時的な手持金は、この限りではない。
2 普通預金残高が高額になった場合は、安全かつ確実な預貯金に預け入れることとする。

(固定資産等の管理)

第13条 耐用年数1年以上かつ1件当たり5万円以上の固定資産及び備品は、台帳をこれを管理しなければならない。
2 前項の備品を処分する場合は、役員会の承認を受けるものとする。

(重要書類の保管)

第14条 土地・建物の登記簿謄本、火災保険証書等の重要書類は、金融機関の貸金庫に保管し、年1回確認するものとする。

(印章及び鍵の管理)

第15条 銀行口座の印章及び貸金庫の鍵は、会長の委任を受け、会計が管理する。

(管理責任)

第16条 会長は、収支証憑を3か月ごとに確認し、検印しなければならない。

(保存年限)

第17条 第2条第3号に規定する証憑書類及び第6条に規定する会計帳簿は、会計年度終了後5年間保管しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 松葉町自治会積立基金規定(昭和58年4月17日制定)は廃止する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。